

法律相談に持参していただく資料

※相談時に全て揃っている必要はありません。手元にある資料のみで構いませんので、可能な範囲でご持参ください。

【被相続人（亡くなった方）の相続関係がわかる資料】

- 被相続人（亡くなった方）の住民票除票
- 被相続人（亡くなった方）の出生～死亡のすべての戸籍謄本

【被相続人（亡くなった方）の資産についての資料】

（金融資産）

- 預貯金の残高証明書・預金通帳
- 上場株式・投資信託の保有数などが分かる資料（証券会社からの資料など）
- 保険証券（相続財産として扱われる場合もあるため）

（不動産を所有している場合）

- 権利証、又は、登記識別情報
- 不動産登記簿謄本（全部事項証明書など）
- 公函（取得している場合）
- 固定資産税納税通知書
- 固定資産課税台帳（名寄帳）（取得している場合）
- 不動産査定書（取得している場合）
- 不動産の賃貸借契約書（賃貸している場合）

（会社経営をしていた場合・非上場企業の株式を保有していた場合）

- 過去3年分の決算書・確定申告書・勘定科目内訳明細書

【被相続人（亡くなった方）の負債についての資料】

- 負債の金額がわかる資料（金銭消費貸借契約書・督促状・請求書など）
- （住宅ローンがある場合）団信（団体信用生命保険）に関する書類

【手続きの進め方や遺留分に関する資料】

- 遺言書（公正証書遺言・自筆遺言）
- 信託契約書（信託契約公正証書）
- 相手方当事者とのやりとりの書面